

第 1 期

定時株主総会 招集ご通知

日時 平成25年 6 月 25 日（火曜日）

午前10時

場所 仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号

仙台銀行本店 9 階講堂

第 1 期定時株主総会会場は仙台市と
なっております。末尾の株主総会
場ご案内図をご参照いただき、お間
違いのないようご注意ください。



じもと

HOLDINGS



きらやか銀行



仙台銀行

株式会社じもとホールディングス

目次

第1期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
■事業報告	
1. 当社の現況に関する事項	3
2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項	8
3. 社外役員に関する事項	9
4. 当社の株式に関する事項	10
5. 当社の新株予約権等に関する事項	11
6. 会計監査人に関する事項	11
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	12
8. 業務の適正を確保する体制	12
9. 会計参与に関する事項	13
■連結計算書類	
連結貸借対照表	14
連結損益計算書	15
連結株主資本等変動計算書	16
連結注記表	17
■個別計算書類	
貸借対照表	31
損益計算書	32
株主資本等変動計算書	33
個別注記表	34
■監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	37
会計監査人の監査報告書謄本	38
監査役会の監査報告書謄本	39
■株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	40
第2号議案 定款一部変更の件	40
第3号議案 取締役12名選任の件	52
第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額決定の件	56
■会場ご案内図	
中継会場ご案内図	
株主総会会場ご案内図	

株 主 各 位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 **じもとホールディングス**
代表取締役社長 栗 野 学

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、株主総会前日の営業時間終了時（平成25年6月24日（月曜日）午後5時10分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
仙台銀行本店 9階講堂

- ・ 前回の臨時株主総会は山形市の遊学館2階ホールで開催いたしましたが、今回の第1期定時株主総会につきましては、仙台市の仙台銀行本店9階講堂での開催とし、山形市のきらやか銀行本店3階大会議室を中継会場とすることにいたします。
- ・ 末尾の株主総会会場ご案内図及び中継会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
- ・ なお、次回株主総会は山形市で開催する予定としております。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第1期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第1期（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額決定の件

以 上

-
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jimoto-hd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

《 山形市の中継会場にご来場の株主様へ 》

- ※ 山形市の中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ※ 中継会場にご来場の場合は、議決権行使書用紙により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

第1期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）及び株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といいます。）を含む連結子会社7社及び関連会社（持分法適用会社）2社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

当連結会計年度における国内経済は、欧州債務問題の長期化や海外経済の減速などを背景に、弱い動きが続きましたが、足元では新政権による経済対策や日本銀行の金融政策への期待感から、株価の回復や円高の修正が進むなど明るい兆しも見え始めました。

当社グループの営業エリアである宮城県経済は、個人消費など一部に弱い動きがみられたものの、全体的には震災復旧工事や住宅建設の増加などを中心として東日本大震災からの回復の動きが続きました。一方、山形県経済は、雇用情勢の改善など、足元では一部下げ止まりの兆しがみられましたが、生産活動が低調に推移するなど全体的に弱含みの動きで推移しました。

③ 企業集団の事業の経過及び成果

このような経済環境のもと、当社は、銀行子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行とともに「じもとグループ」として、宮城と山形の「人・情報・産業」をつなぎ、お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを目指して震災復興支援をはじめとした各種施策に取り組んでおります。

当連結会計年度における当社グループの経常収益は、資金運用収益及び役務取引等収益の拡大に努めた結果、338億38百万円となりました。経常費用は、物件費を中心とした経費節減に努めた結果、318億1百万円となりました。その結果、経常利益は20億36百万円、当期純利益は19億50百万円となりました。

なお、当社設立において、企業結合会計上の取得企業をきらやか銀行としたため、当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の経営成績は、きらやか銀行の当連結会計年度の経営成績を基礎に、仙台銀行の平成24年10月1日から平成25年3月31日までの経営成績を連結したものととなります。

当連結会計年度の財政状態につきましては、総資産は2兆3,492億円となりました。また、純資産は、改正金融機能強化法に基づく優先株式の発行を通じた国の資本参加等により、1,036億円となりました。

主な勘定残高につきましては、貸出金残高は1兆4,925億円、預金残高（譲渡性預金含む）は2兆2,008億円、有価証券残高は6,873億円となりました。

なお、主要な子会社の損益等につきましては、以下の通りとなりました。

【きらやか銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：億円）

		平成23年度	平成24年度	増減
損益	経常収益	252	259	6
	コア業務粗利益	211	209	△1
	コア業務純益	54	61	6
	経常利益	16	11	△4
	当期純利益	15	10	△4
主要勘定残高 （末残）	総資産	12,695	13,362	666
	預金等（譲渡性預金を含む）	11,744	12,414	669
	総預かり資産	1,658	1,754	95
	貸出金	9,265	9,318	52
	有価証券	2,826	3,277	451

【仙台銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：億円）

		平成23年度	平成24年度	増減
損益	経常収益	152	177	24
	コア業務粗利益	118	124	5
	コア業務純益	7	17	9
	経常利益	△82	24	106
	当期純利益	△95	23	118
主要勘定残高 （末残）	総資産	9,277	10,189	912
	預金等（譲渡性預金を含む）	8,797	9,640	843
	総預かり資産	546	652	106
	貸出金	5,168	5,573	404
	有価証券	3,441	3,667	225

④ 企業集団の対処すべき課題

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から2年が経過いたしました。沿岸地域を中心に被災地を取り巻く環境は依然として厳しく、復興は未だ道半ばであり、今後も復興支援に向けた地域金融機関の役割は非常に重要であると考えております。

当社では、平成24年12月28日に子会社であるきらやか銀行へ公的資金を新たに100億円導入し、グループ総額で600億円の国の資本参加を頂いております。これにより、「じもとグループ」は、今後、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、安定した財務基盤を確保したうえで、適切かつ積極的に復興支援に向けた金融仲介機能を発揮する態勢を整えました。

当社グループは、経営統合の効果を早期に実現するとともに、国の資本参加に伴い策定しました「経営強化計画」を着実に実行することで、東日本大震災からの復興支援及び中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化にさらに積極的に貢献してまいります。

また、昨年、きらやか銀行において発生いたしました不祥事件につきまして、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしました。当社グループといたしましては、本件発生を厳粛に受け止め、役職員一丸となって更なる内部管理態勢の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
連結経常収益	—	—	—	338
連結経常利益	—	—	—	20
連結当期純利益	—	—	—	19
連結包括利益	—	—	—	75
連結純資産額	—	—	—	1,036
連結総資産額	—	—	—	23,492

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、平成24年10月1日設立のため、平成23年度以前については記載しておりません。
 3. 当社は、平成24年10月1日付で株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」）と株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」）の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、きらやか銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、平成24年度の連結経営成績は、取得企業であるきらやか銀行の連結経営成績を基礎に、仙台銀行の平成24年10月1日から平成25年3月31日までの連結経営成績を連結したものととなります。

ロ. 当社の財産状況及び損益の状況

(単位：億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
営業収益	—	—	—	12
受取配当額	—	—	—	10
銀行業を営む子会社	—	—	—	10
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	一百万円	一百万円	一百万円	1,124百万円
1株当たり当期純利益	円 銭 —	円 銭 —	円 銭 —	円 銭 5 19
総資産	—	—	—	945
銀行業を営む子会社株式等	—	—	—	935
その他の子会社株式等	—	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、平成24年10月1日設立のため、平成23年度以前については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	1,667人	73人	—	—

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 当社は平成24年10月1日設立のため、前年度末については記載しておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社きらやか銀行

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
山 形 県	99 (2)	99 (2)
宮 城 県	7 (1)	7 (1)
福 島 県	1 (—)	1 (—)
秋 田 県	2 (—)	2 (—)
新 潟 県	5 (—)	5 (—)
東 京 都	2 (—)	2 (—)
埼 玉 県	1 (—)	1 (—)
合 計	117 (3)	117 (3)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を141か所設置しております。

株式会社仙台銀行

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
宮 城 県	72 (5)	71 (5)
東 京 都	— (—)	1 (—)
合 計	72 (5)	72 (5)

(注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を92か所設置しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	1,303	—	1,303

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事 業 別	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	㈱きらやか銀行	店舗新築・改修等	301
	㈱仙台銀行	店舗新築・改修等	548

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社きらやか銀行	山形県山形市	銀行業	平成19年 5月7日	百万円 22,700	100.00 %	—
株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	銀行業	昭和26年 5月25日	百万円 22,485	100.00 %	—
山形ビジネスサービス株式会社	山形県山形市	事務受託業務	昭和56年 1月23日	百万円 10	100.00 %	—
仙銀ビジネス株式会社	仙台市青葉区	銀行業務請負	平成2年 7月27日	百万円 10	100.00 %	—
きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社	山形県山形市	金銭貸付業務	平成23年 2月22日	百万円 50	100.00 %	—
きらやかカード株式会社	山形県山形市	クレジットカード、 信用保証業務	昭和63年 8月1日	百万円 30	100.00 %	—
きらやかキャピタル株式会社	山形県山形市	ベンチャー キャピタル業務	平成8年 4月3日	百万円 30	55.00 %	—
株式会社東北 バンキングシステムズ	山形県山形市	電子計算処理受託業務	平成7年 12月12日	百万円 60	28.42 %	—
株式会社富士通山形 インフォテクノ	山形県山形市	コンピューターシ ステム開発・保守・ 運用受託業務	昭和49年 10月31日	百万円 60	49.00 %	—

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。
 3. 株式会社東北バンキングシステムズと株式会社富士通山形インフォテクノは、持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成24年10月1日に、株式会社きらやか銀行と株式会社仙台銀行の共同株式移転の方式により、両行を完全子会社とする持株会社として、当社が設立されました。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(平成24年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
三 井 精 一	代表取締役会長	㈱仙台銀行代表取締役頭取	—
粟 野 学	代表取締役社長	㈱きらやか銀行代表取締役頭取	—
馬 場 豊	取 締 役	㈱仙台銀行代表取締役専務	—
東海林 賢 市	取 締 役	㈱きらやか銀行代表取締役常務	—
鈴 木 隆	取 締 役	㈱仙台銀行代表取締役常務	—
須 藤 庄一郎	取 締 役	㈱きらやか銀行代表取締役常務	—
御園生 勇 郎	取 締 役	㈱仙台銀行常務取締役	—
佐 川 章	取 締 役	㈱きらやか銀行常務取締役	—
田 中 達 彦	取 締 役	㈱きらやか銀行常務取締役	—
芳 賀 隆 之	取 締 役 長 取 締 合 企 画 部	㈱仙台銀行取締役	—
坂 本 行 由	取 締 役 長 取 締 合 企 画 部	㈱きらやか銀行取締役	—
熊 谷 満	取 締 役 (社外)	㈱仙台銀行取締役 (社外) ㈱ユアテック代表取締役会長	—
長 谷 部 俊 一	常 勤 監 査 役	㈱仙台銀行監査役	—
笹 島 富二雄	監 査 役 (社外)	㈱きらやか銀行監査役 (社外) 久遠特許事務所 共同代表 東北大学 特任教授 (客員) 山形大学 客員教授	—
菅 野 國 夫	監 査 役 (社外)	㈱仙台銀行監査役 (社外) 東北学院大学名誉教授 弁護士	—
伊 藤 吉 明	監 査 役 (社外)	㈱きらやか銀行監査役 (社外) 伊藤公認会計士事務所 所長	—

- (注) 1. 取締役の熊谷満氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役の笹島富二雄氏、菅野國夫氏及び伊藤吉明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役の菅野國夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 伊藤吉明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	12	23
監 査 役	4	6
合 計	16	29

- (注) 1. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 報酬限度額は、当社の設立にあたり、平成24年6月26日開催の株式会社きらやか銀行及び仙台銀行のそれぞれの定時株主総会及び各種種類株主総会において、当社設立の日から最初の定時株主総会までの報酬等の額として、取締役が1億8千万円以内、監査役が6千万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
熊谷 満 (取締役)	㈱仙台銀行取締役(社外) ㈱ユアテック代表取締役会長
笹島 富二雄 (監査役)	㈱きらやか銀行監査役(社外) 久遠特許事務所 共同代表 東北大学 特任教授(客員) 山形大学 客員教授
菅野 國夫 (監査役)	㈱仙台銀行監査役(社外) 東北学院大学名誉教授 弁護士
伊藤 吉明 (監査役)	㈱きらやか銀行監査役(社外) 伊藤公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 社外取締役の熊谷満氏、社外監査役の菅野國夫氏が兼職しております株式会社仙台銀行は、当社の子会社であります。
2. 社外監査役の笹島富二雄氏及び伊藤吉明氏が兼職しております株式会社きらやか銀行は、当社の子会社であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	主な活動状況
熊谷 満 (取締役)	0年 6ヶ月	当期開催の取締役会10回のうち10回出席しております。	取締役会において議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
笹島 富二雄 (監査役)	0年 6ヶ月	当期開催の取締役会10回のうち6回出席し、また監査役会10回のうち6回出席しております。	取締役会において疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 監査役会において監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
菅野 國夫 (監査役)	0年 6ヶ月	当期開催の取締役会10回のうち10回出席し、また監査役会10回のうち10回出席しております。	取締役会において疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 監査役会において監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
伊藤 吉明 (監査役)	0年 6ヶ月	当期開催の取締役会10回のうち10回出席し、また監査役会10回のうち10回出席しております。	取締役会において疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 監査役会において監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の概要は以下の通りであります。

氏名	責任限定契約の内容の概要
熊谷 満 笹島 富二雄 菅野 國夫 伊藤 吉明	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとする。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4	2	—

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

① 発行可能株式総数	1,600,000千株
うち	
普通株式	1,600,000千株
A種優先株式	100,000千株
B種優先株式	130,000千株
C種優先株式	200,000千株
D種優先株式	200,000千株

② 発行済株式の総数

普通株式	178,866千株
A種優先株式	一千株
B種優先株式	130,000千株
C種優先株式	100,000千株
D種優先株式	50,000千株

(注) A種優先株式につきましては、発行済株式の全て(100,000千株)を平成24年12月28日付で取得し、同日付で全て消却いたしました。

③ 当年度末株主数

普通株式	14,866名
A種優先株式	一名
B種優先株式	1名
C種優先株式	1名
D種優先株式	1名

(2) 大株主

普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式につきましては、発行済株式の総数の上位10名の株主を記載しております。

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社みずほコーポレート銀行	6,017	3.36
きらやか銀行行員持株会	5,619	3.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	5,481	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,533	2.53
三井住友海上火災保険株式会社	3,285	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,466	0.81
東京海上日動火災保険株式会社	1,427	0.79
株式会社七十七銀行	1,287	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	1,254	0.70
カメイ株式会社	1,249	0.69

② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
—	千株 —	% —

③ B種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	千株 130,000	% 100.00

④ C種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	千株 100,000	% 100.00

⑤ D種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	千株 50,000	% 100.00

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、持株数を発行済株式の総数（自己株式を除く）で除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 憲 芳	10	—
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 瀬底 治 啓		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信		

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、104百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、取締役会並びに監査役会において検討いたします。

また、不再任につきましては、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、取締役会並びに監査役会において検討いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、以下の「内部統制基本方針」を制定しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。
- ② 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。
- ③ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。
- ④ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的に行い、監査結果を取締役会へ報告する。
- ⑤ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。
- ② 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- ③ 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実に努める。
- ④ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。
- ⑤ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
 - ② 取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定する。また、子会社から適時に業務及び財務に係る報告を受け、子会社の統括管理を行う。
 - ② 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
 - ③ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
 - ④ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
 - ⑤ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- 監査役は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）の配置を求めることができる。
- (7) 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
- 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会へ報告する。また、監査役会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

第 1 期末 (平成25年 3 月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	113,987	預 金	2,047,843
コールローン及び買入手形	23,000	譲 渡 性 預 金	152,963
買 入 金 銭 債 権	831	借 用 金	11,567
商 品 有 価 証 券	21	外 国 為 替	13
有 価 証 券	687,382	社 債	5,800
貸 出 金	1,492,535	そ の 他 負 債	8,408
外 国 為 替	720	賞 与 引 当 金	152
そ の 他 資 産	9,654	退 職 給 付 引 当 金	3,859
有 形 固 定 資 産	25,586	利 息 返 還 損 失 引 当 金	13
建 物	7,759	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	483
土 地	14,959	偶 発 損 失 引 当 金	73
リ ー ス 資 産	91	繰 延 税 金 負 債	3,124
建 設 仮 勘 定	195	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,281
その他の有形固定資産	2,581	支 払 承 諾	8,977
無 形 固 定 資 産	2,341	負 債 の 部 合 計	2,245,562
ソ フ ト ウ ェ ア	853	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	1,085	資 本 金	17,000
その他の無形固定資産	403	資 本 剰 余 金	67,138
繰 延 税 金 資 産	3,810	利 益 剰 余 金	8,851
支 払 承 諾 見 返	8,977	自 己 株 式	△ 0
貸 倒 引 当 金	△ 19,636	株 主 資 本 合 計	92,989
資 産 の 部 合 計	2,349,214	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,473
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,965
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	9,439
		少 数 株 主 持 分	1,222
		純 資 産 の 部 合 計	103,651
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,349,214

第1期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目		金 額
経常	収 益	33,838
資	金 運 用 収 益	27,065
	貸 出 金 利 息	22,212
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,733
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	59
	預 け 金 利 息	6
	そ の 他 の 受 入 利 息	54
役	務 取 引 等 収 益	4,492
そ	の 他 業 務 収 益	1,389
そ	の 他 経 常 収 益	891
	償 却 債 権 取 立 益	221
	そ の 他 の 経 常 収 益	669
経常	費 用	31,801
資	金 調 達 費 用	2,318
	預 金 利 息	1,882
	譲 渡 性 預 金 利 息	59
	コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	0
	借 用 金 利 息	27
	社 債 利 息	247
	そ の 他 の 支 払 利 息	100
役	務 取 引 等 費 用	2,040
そ	の 他 業 務 費 用	682
営	業 経 費 用	21,874
そ	の 他 経 常 費 用	4,885
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,094
	そ の 他 の 経 常 費 用	3,790
経特	常 利 益	2,036
	別 損 失	87
	固 定 資 産 処 分 損 失	61
	減 損 損 失	26
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,948
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	135
法	人 税 等 調 整 額	△ 178
法	人 税 等 合 計	△ 42
少	数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	1,991
少	数 株 主 利 益	40
当	期 純 利 益	1,950

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

第 1 期 (平成24年 4 月 1 日から) 平成25年 3 月 31 日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		その他の包括利益累計額	
資本金		その他有価証券評価差額金	
当期首残高	17,700	当期首残高	△ 75
当期変動額		当期変動額	
新株の発行	15,000	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	5,548
株式移転による増加	△ 15,700	当期変動額合計	5,548
当期変動額合計	△ 700	当期末残高	5,473
当期末残高	17,000	土地再評価差額金	
資本剰余金		当期首残高	3,977
当期首残高	22,986	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 11
新株の発行	15,000	当期変動額合計	△ 11
株式移転による増加	49,231	当期末残高	3,965
自己株式の処分	0	その他の包括利益累計額合計	
自己株式の消却	△ 20,079	当期首残高	3,901
当期変動額合計	44,152	当期変動額	
当期末残高	67,138	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	5,537
利益剰余金		当期変動額合計	5,537
当期首残高	7,602	当期末残高	9,439
当期変動額		少数株主持分	
剰余金の配当	△ 712	当期首残高	186
当期純利益	1,950	当期変動額	
土地再評価差額金の取崩	11	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,035
当期変動額合計	1,249	当期変動額合計	1,035
当期末残高	8,851	当期末残高	1,222
自己株式		純資産合計	
当期首残高	△ 1	当期首残高	52,375
当期変動額		当期変動額	
自己株式の取得	△ 20,078	新株の発行	30,000
自己株式の処分	0	株式移転による増加	33,531
自己株式の消却	20,079	剰余金の配当	△ 712
当期変動額合計	1	当期純利益	1,950
当期末残高	△ 0	自己株式の取得	△ 20,078
株主資本合計		自己株式の処分	0
当期首残高	48,286	土地再評価差額金の取崩	11
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	6,572
新株の発行	30,000	当期変動額合計	51,275
株式移転による増加	33,531	当期末残高	103,651
剰余金の配当	△ 712		
当期純利益	1,950		
自己株式の取得	△ 20,078		
自己株式の処分	0		
自己株式の消却	—		
土地再評価差額金の取崩	11		
当期変動額合計	44,702		
当期末残高	92,989		

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社
会社名

- ・株式会社きらやか銀行
- ・株式会社仙台銀行
- ・きらやかカード株式会社
- ・きらやかキャピタル株式会社
- ・きらやかターナルアラウンド・パートナーズ株式会社
- ・山形ビジネスサービス株式会社
- ・仙銀ビジネス株式会社

(連結の範囲の変更)

当社設立に伴い、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行が完全子会社となったことから、両行及びその連結される子会社及び子法人等について、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 2社
会社名

- ・株式会社東北バンキングシステムズ
- ・株式会社富士通山形インフォテクノ

(持分法適用の範囲の変更)

当社設立に伴い、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行が完全子会社となったことから、その持分法適用の関連法人等について、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（3月末日）と一致しております。

(4) のれんの償却に関する事項

5年間の均等償却を行っております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法

により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む一部の連結される子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、銀行業を営む一部の連結される子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年	その他	2年～20年
-----	--------	-----	--------

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）により償却しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

一部の連結される子会社及び子法人等は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,490百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、銀行業を営む一部の連結される子会社において、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上していません。
- (8) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 |
- なお、会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。
- (9) 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。
- (10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (11) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、銀行業を営む一部の連結される子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。
- (12) 受取保証料（役務取引等収益）の計上基準
クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。
- (13) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準
銀行業を営む連結される子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。
- (14) リース取引の処理方法
国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (15) 重要なヘッジ会計の方法
- ① 金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
また、銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。
- ② 為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッ

ジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(16) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く）96百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,454百万円、延滞債権額は61,738百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は147百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,486百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,827百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,631百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

現金預け金	5百万円	その他資産	1百万円
有価証券	72,684百万円		

担保資産に対応する債務

預金	1,642百万円	借入金	11,200百万円
----	----------	-----	-----------

上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の担保として、有価証券33,484百万円を差し入れております。
また、その他資産には敷金保証金722百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、234,604百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が234,604百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をする

ことができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,333百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 24,809百万円
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,045百万円
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金300百万円が含まれております。
 13. 社債には、劣後特約付社債5,800百万円が含まれております。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は10,720百万円であります。
 15. 当社の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 72百万円
 16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	△18,208百万円
年金資産（時価）	12,768
未積立退職給付債務	△5,439
会計基準変更時差異の未処理額	708
未認識数理計算上の差異	2,881
未認識過去勤務債務（債務の減額）	3
連結貸借対照表計上額の純額	△1,846
前払年金費用	2,013
退職給付引当金	△3,859

連結損益計算書に関する注記

- 「その他の経常費用」には、貸出金償却376百万円、株式等売却損229百万円及び新システムへの移行に係る費用841百万円を含んでおります。
- 当連結会計年度において、当社グループが保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	金 額
店 舗	建 物	宮 城 県	11
遊 休	土 地	山 形 県	10
遊 休	建 物	山 形 県	2
遊 休	そ の 他	山 形 県	1
遊 休	そ の 他	新 潟 県	1
	合 計		26

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書、地価公示法により公示された価格及び資産の減価償却計算に用いている税法規定に基づく残存価額等に基づき算定した金額であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発 行 済 株 式					
普通株式	129,714	49,170	16	178,867	注1注3
第Ⅲ種優先株式	100,000	—	100,000	—	注2
A種優先株式	—	100,000	100,000	—	注1注4
B種優先株式	—	130,000	—	130,000	注1
C種優先株式	—	100,000	—	100,000	注5
D種優先株式	—	50,000	—	50,000	注5
合 計	229,714	429,170	200,016	458,867	
自 己 株 式					
普通株式	16	1	17	1	注6
A種優先株式	—	100,000	100,000	—	注4
合 計	16	100,001	100,017	1	

注1 増加株式数は株式移転によるものであります。

注2 減少株式数は株式移転によるものであります。

注3 減少株式数は消却によるものであります。

注4 A種優先株式は平成24年12月28日付で全株買入消却を実施しております。

注5 発行済株式のC種優先株式の増加100,000千株及びD種優先株式の増加50,000千株は、平成24年12月28日付第三者割当による新株の発行による増加であります。

注6 自己株式の消却による減少 16千株

単元未満株式の買取請求による増加 1千株

単元未満株式の買増(売渡)請求による減少 0千株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

当社は平成24年10月1日に共同株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の定時株主総会又は取締役会において決議された金額であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	株式会社きらやか銀行普通株式	194百万円	1.50円	平成24年 3月31日	平成24年 6月27日
	株式会社きらやか銀行第Ⅲ種優先株式	162百万円	1.62円	平成24年 3月31日	平成24年 6月27日
平成24年11月13日 取締役会	株式会社きらやか銀行普通株式	194百万円	1.50円	平成24年 9月30日	平成24年 12月7日
	株式会社きらやか銀行第Ⅲ種優先株式	161百万円	1.61円	平成24年 9月30日	平成24年 12月7日
合計		712百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成25年6月25日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	268百万円	利益剰余金	1.50円	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日
B種優先株式	29百万円	利益剰余金	0.23円	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日
C種優先株式	83百万円	利益剰余金	0.83円	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日
D種優先株式	5百万円	利益剰余金	0.11円	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主としてお客様から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。

また、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内の法人・個人及び地方公共団体等に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主にヘッジを目的として、金利関連取引（金利スワップ取引）及び通貨関連取引（為替予約）を利用しております。これらのデリバティブ取引は、市場の変動により損失を被る市場リスク、取引先の契約不履行により損失を被る信用リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債権者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。

与信ポートフォリオについては、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に経営に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

② 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、市場リスク量や損益に与える影響等を試算し、グループリスク管理委員会等において、市場リスク量が自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、その監視状況をグループリスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「社債」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は2ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・金利スワップ・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、連結される子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の市場リスク量を合算した値として管理しており、平成25年3月31日において、当該リスク量の大きさは12,215百万円になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、平成24年度に実施したバックテストの結果、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行共に、実際の損失がVaRを超えた回数はなく、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	113,987	113,987	—
(2) コールローン及び買入手形	23,000	23,000	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	22,144	23,313	1,169
その他有価証券	663,759	663,759	—
(4) 貸出金	1,492,535		
貸倒引当金（※1）	△18,612		
	1,473,922	1,487,210	13,287
資産計	2,296,813	2,311,270	14,456
(1) 預金	2,047,843	2,048,519	675
(2) 譲渡性預金	152,963	152,964	1
負債計	2,200,806	2,201,483	676
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3） 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約等）であります。これらの時価は、取引所取引については、東京証券取引所、東京金融取引所等における最終の価格、店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。
(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	1,382
合 計	1,382

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	3,127	3,209	82
	そ の 他	17,316	18,462	1,146
	小 計	20,444	21,672	1,228
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	700	696	△ 3
	そ の 他	1,000	944	△ 55
	小 計	1,700	1,640	△ 59
合 計		22,144	23,313	1,169

3. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株 式	10,257	7,170	3,086
	債 券	584,499	577,972	6,526
	国 債	228,371	226,131	2,239
	地 方 債	91,796	90,581	1,214
	社 債	264,331	261,259	3,071
	そ の 他	41,704	40,761	942
	小 計	636,460	625,905	10,555
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株 式	3,126	3,579	△ 453
	債 券	15,757	15,832	△ 75
	国 債	—	—	—
	地 方 債	728	736	△ 8
	社 債	15,029	15,095	△ 66
	そ の 他	8,415	9,959	△ 1,544
小 計	27,298	29,371	△ 2,073	
合 計		663,759	655,276	8,482

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	2,848	372	145
債 券	152,709	1,120	602
国 債	116,318	724	505
地 方 債	16,686	257	0
社 債	19,705	138	96
そ の 他	227	—	84
合 計	155,785	1,492	832

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

金銭の信託に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	236円54銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3円92銭
1株当たりの当期純利益金額	10円33銭		

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合等に関する注記

当社は平成24年10月1日に株式会社きらやか銀行（以下、「きらやか銀行」という。）と株式会社仙台銀行（以下、「仙台銀行」という。）の共同株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、きらやか銀行を取得企業、仙台銀行を被取得企業とする企業結合に係る会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠
 - (1) 被取得企業の名称及び事業の内容
仙台銀行 銀行業
 - (2) 企業結合を行った主な理由
両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を果すために経営統合いたしました。
 - (3) 企業結合日
平成24年10月1日
 - (4) 企業結合の法的形式
株式移転による共同持株会社の設立
 - (5) 結合後企業の名称
株式会社じもとホールディングス（以下、「じもとホールディングス」という。）
 - (6) 取得した議決権比率
100%
 - (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
総体としての株主が占める相対的な議決権比率等を勘案した結果、きらやか銀行を取得企業といたしました。
2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
平成24年10月1日から平成25年3月31日
3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	じもとホールディングス普通株式	4,769百万円
	じもとホールディングスB種優先株式	30,000百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	119百万円
取得原価		34,889百万円
4. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数
 - (1) 株式の種類別の移転比率
 - ① きらやか銀行の普通株式1株に対し、じもとホールディングスの普通株式1株
 - ② 仙台銀行の普通株式1株に対し、じもとホールディングスの普通株式6.5株
 - ③ きらやか銀行の第Ⅲ種優先株式1株に対し、じもとホールディングスのA種優先株式1株
 - ④ 仙台銀行の第Ⅰ種優先株式1株に対し、じもとホールディングスのB種優先株式6.5株
 - (2) 算定方法
複数のフィナンシャル・アドバイザーに第三者算定機関として株式移転比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。
 - (3) 交付株式数

普通株式	178,867,630株
A種優先株式	100,000,000株
B種優先株式	130,000,000株

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	
資産合計	944,392百万円
うち貸出金	530,603百万円
うち有価証券	318,532百万円
うち貸倒引当金	△9,049百万円
(2) 負債の額	
負債合計	911,046百万円
うち預金	834,765百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,206百万円

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間の均等償却

7. 当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

経常収益	9,103百万円
経常利益	1,878百万円
当期純利益	1,810百万円

上記概算影響額は、被取得企業である仙台銀行の平成24年4月1日から平成24年9月30日までの中間連結損益計算書の金額に、のれんの償却額の調整等を行い算出いたしました。

なお、上記概算額につきましては、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

第 1 期末 (平成25年 3 月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	645	未 払 金	0
貯 蔵 品	0	未 払 費 用	0
前 払 費 用	3	未 払 法 人 税 等	7
未 収 収 益	0	未 払 消 費 税 等	7
未 収 入 金	215	そ の 他	6
繰 延 税 金 資 産	3	流 動 負 債 合 計	22
そ の 他	1		
流 動 資 産 合 計	869	負 債 の 部 合 計	22
固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産		株 主 資 本	
工具、器具及び備品	13	資 本 金	17,000
有 形 固 定 資 産 合 計	13	資 本 剰 余 金	
無 形 固 定 資 産		資 本 準 備 金	15,500
商 標 権	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	60,868
ソ フ ト ウ ェ ア	24	資 本 剰 余 金 合 計	76,368
無 形 固 定 資 産 合 計	24	利 益 剰 余 金	
投 資 そ の 他 の 資 産		繰 越 利 益 剰 余 金	1,124
関 係 会 社 株 式	93,566	利 益 剰 余 金 合 計	1,124
敷 金	7	自 己 株 式	△ 0
繰 延 税 金 資 産	0	株 主 資 本 合 計	94,493
そ の 他	1		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	93,575	純 資 産 の 部 合 計	94,493
固 定 資 産 合 計	93,613	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	94,515
繰 延 資 産			
創 立 費	12		
株 式 交 付 費	20		
繰 延 資 産 合 計	32		
資 産 の 部 合 計	94,515		

第 1 期（平成24年10月 1 日から 平成25年 3 月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		
手 数 料 収 入	196	
受 取 配 当 金	1,037	
<u>営 業 収 益 合 計</u>		1,234
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	177	
<u>営 業 費 用 合 計</u>		177
営 業 利 益		1,056
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 家 賃	3	
雑 収 入	0	
<u>営 業 外 収 益 合 計</u>		3
営 業 外 費 用		
創 立 費 償 却	1	
株 式 交 付 費 償 却	2	
雑 損 失	0	
<u>営 業 外 費 用 合 計</u>		4
経 常 利 益		1,056
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	77	
<u>特 別 利 益 合 計</u>		77
税 引 前 当 期 純 利 益		1,133
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13	
法 人 税 等 調 整 額	△ 4	
法 人 税 等 合 計		8
当 期 純 利 益		1,124

第1期（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		自己株式	
資本金		当期首残高	—
当期首残高	—	当期変動額	
当期変動額		自己株式の取得	△ 20,077
新株の発行	15,000	自己株式の消却	20,077
株式移転による増加	2,000	当期変動額合計	△ 0
当期変動額合計	17,000	当期末残高	△ 0
当期末残高	17,000	株主資本合計	
資本剰余金		当期首残高	—
資本準備金		当期変動額	
当期首残高	—	新株の発行	30,000
当期変動額		株式移転による増加	83,446
新株の発行	15,000	自己株式の取得	△ 20,077
株式移転による増加	500	自己株式の消却	—
当期変動額合計	15,500	当期純利益	1,124
当期末残高	15,500	当期変動額合計	94,493
その他資本剰余金		当期末残高	94,493
当期首残高	—	純資産合計	
当期変動額		当期首残高	—
株式移転による増加	80,946	当期変動額	
自己株式の消却	△ 20,077	新株の発行	30,000
当期変動額合計	60,868	株式移転による増加	83,446
当期末残高	60,868	自己株式の取得	△ 20,077
資本剰余金合計		自己株式の消却	—
当期首残高	—	当期純利益	1,124
当期変動額		当期変動額合計	94,493
新株の発行	15,000	当期末残高	94,493
株式移転による増加	81,446		
自己株式の消却	△ 20,077		
当期変動額合計	76,368		
当期末残高	76,368		
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高	—		
当期変動額			
当期純利益	1,124		
当期変動額合計	1,124		
当期末残高	1,124		
利益剰余金合計			
当期首残高	—		
当期変動額			
当期純利益	1,124		
当期変動額合計	1,124		
当期末残高	1,124		

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定額法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品 5年～15年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 繰延資産の処理方法
創立費 5年間の均等償却を行っております。
株式交付費 3年間の均等償却を行っております。
4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権 | |
| 現金及び預金 | 645百万円 |
| 未収収益 | 0百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債務 | |
| その他 | 6百万円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| (1) 営業取引による取引高 | |
| 営業収益 | |
| 手数料収入 | 196百万円 |
| 受取配当金 | 1,037百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 68百万円 |
| (2) 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0百万円 |
| 受取家賃 | 3百万円 |
| 関係会社株式の売却による収入 | 20,077百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘 要
自 己 株 式					
普通株式	—	1	—	1	注1
A種優先株式	—	100,000	100,000	—	注2
合 計	—	100,001	100,000	1	

注1 単元未満株式の買取請求による増加 1千株

注2 取得による増加 100,000千株
消却による減少 100,000千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産（流動）	
未払金	0
未払事業税	1
その他	2
小計	3
繰延税金負債（流動）	—
繰延税金資産（流動）の純額	3
繰延税金資産（固定）	
繰延消費税	0
小計	0
繰延税金負債（固定）	—
繰延税金資産（固定）の純額	0

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主	株式会社整理回収機構	東京都千代田区	212,000 (注1)	債権の管理・回収等	(被所有)直接42.13%	当社の優先株式の引受	優先株式の発行(注2)	30,000	—	—
							自己株式の取得(注3)	20,077	—	—

(注) 1. 資本金は、平成24年3月31日現在であります。

2. 優先株式の発行は、株式会社整理回収機構が当社の発行したC種優先株式を1株につき200円、D種優先株式を1株につき200円で引き受けたものであります。

3. 自己株式の取得は、当事者間の合意によるものであります。

2. 関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科 目	期末残高
子会社	株式会社きらやか銀行	山形県山形市	22,700	銀行業	所有直接100%	経営管理役員の兼任	経営管理料の受取(注1)	103	—	—
							関係会社株式の売却(注2)	20,077	—	—
							優先株式の引受	30,000	—	—
子会社	株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	22,485	銀行業	所有直接100%	経営管理役員の兼任	経営管理料の受取(注1)	92	—	—

(注) 1. 当社業務予算に基づき、経営活動に必要な諸経費を鑑みて算定しております。

2. 当該関係会社株式の払込金額相当額に取引日の前日までの配当金相当額を加えた額であります。

3. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

5. 親会社及び重要な関連会社に関する情報

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 192円18銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益金額 | 5円19銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 1円76銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合等に関する注記

連結計算書類の連結注記表にあります企業結合等に関する注記に記載の通りであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月14日

株式会社 じもとホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 憲 芳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 瀬底 治 啓 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 窪 寺 信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月14日

株式会社 じもとホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 憲 芳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 瀬底 治 啓 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 窪 寺 信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの平成24年10月1日から平成25年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月15日

株式会社 じもとホールディングス 監査役会

常勤監査役	長谷部 俊 一	㊞
社外監査役	笹 島 富二雄	㊞
社外監査役	菅 野 國 夫	㊞
社外監査役	伊 藤 吉 明	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行持株会社としての公共性に鑑み適正な内部留保の充実により財務体質の強化に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を実施することを基本方針とした上で、当期の業績および今後の経営環境等を勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式	1株につき1円50銭	総額	268,299,293円
B種優先株式	1株につき0円23銭	総額	29,900,000円
C種優先株式	1株につき0円83銭	総額	83,000,000円
D種優先株式	1株につき0円11銭	総額	5,500,000円
		合計	386,699,293円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日（水曜日）といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次の変更案のとおり改めさせていただきたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 平成24年12月28日に買入取得及び消却を行ったA種優先株式に係る該当条文を削除するものであります。（第6条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第21条）
- (2) 同日に行ったC種優先株式、D種優先株式の発行に係る、各優先株式発行要項と当社定款の整合を図るための条文の追加・修正を行うものであります。（第13条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条）
- (3) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
普通株式 (条文省略)	普通株式 (現行どおり)
A種優先株式 100,000,000株	(削 除)
B種優先株式 (条文省略)	B種優先株式 (現行どおり)
C種優先株式 (条文省略)	C種優先株式 (現行どおり)
D種優先株式 (条文省略)	D種優先株式 (現行どおり)
第7条～第12条 (条文省略)	第7条～第12条 (現行どおり)
(優先配当金)	(優先配当金)
第13条 当会社は、第51条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当会社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、配当率は8%を上限とし、当該優先期末配当基準日の属する事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、優先株式1株につき行ったかかる優先中間配当金の額を控除した額とする。	第13条 当会社は、第51条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当会社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、配当率は8%を上限とし、当該優先期末配当基準日の属する事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、優先株式1株につき行ったかかる優先中間配当金の額を控除した額とする。
A種優先株式	(削 除)
<u>1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「A種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。)に、A種優先配当率を乗じて算出した額。</u>	

現 行 定 款

変 更 案

「A種優先配当年率」とは、
 (i) 平成25年3月31日に終了する事業年度
 に係るA種優先配当年率

$A種優先配当年率 = \frac{\text{初年度A種優先配当金}}{\text{A種優先株式1株当たりの払込金額相当額}}$

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行日の直前の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）をA種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、182/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度
 以降の各事業年度に係るA種優先配当
 年率

$A種優先配当年率 = \text{日本円TIBOR (12ヶ月物)} + 1.15\%$

なお、平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

B種優先株式

（条文省略）

B種優先株式

（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>C種優先株式 1株につき<u>その1株当たりの払込金額相当額</u>（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、<u>その発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率</u>を乗じて算出した額。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>C種優先株式 1株につきC種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、<u>C種優先配当年率</u>を乗じて算出した額。 「C種優先配当年率」とは、 (i)平成25年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率 $\text{C種優先配当年率} = \frac{\text{初年度C種優先配当金} \div \text{C種優先株式1株当たりの払込金額相当額}}{\text{初年度C種優先配当金}}$ 上記の算式において「初年度C種優先配当金」とは、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、C種優先株式の発行日の直前の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）をC種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。 (ii)平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率 $\text{C種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR (12ヶ月物)} + 1.15\%$ なお、平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）（以下「C種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トニー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、C種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750</p>

現 行 定 款

D種優先株式

1株につきその1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、その発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額。

（新 設）

変 更 案

ページに表示されるロンドン・インタ
ニ・バンク・オファード・レート（ユ
ーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベ
ース）として、英国銀行協会（BBA）に
よって公表される数値を、日本円
TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるも
のとする。

D種優先株式

1株につきD種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、D種優先配当年率を乗じて算出した額。

「D種優先配当年率」とは、

(i)平成25年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

$$\text{D種優先配当年率} = \frac{\text{初年度D種優先配当金}}{\text{D種優先株式1株当たりの払込金額相当額}}$$

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、D種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

(ii)平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

$$\text{D種優先配当年率} = \text{預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）}$$

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「D種優先株式上限配当率」とい

現 行 定 款	変 更 案
<p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は、第52条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日（以下「優先中間配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、当該優先中間配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限として金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p>	<p>う。)を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。</p> <p><u>上記の但書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（ただし、当該日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース)）として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は、第52条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日（以下「優先中間配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、当該優先中間配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限として金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>A種優先株式</u> 1株につき、200円（ただし、<u>A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。</u>）に経過A種優先配当金相当額（<u>A種優先株式1株当たりの「経過A種優先配当金相当額」</u>は、<u>残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）</u>において、<u>分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）</u>をいう。ただし、<u>分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u>）を加えた額。</p> <p>B種優先株式 1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、<u>B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。</u>）に経過B種優先配当金相当額（<u>B種優先株式1株当たりの「経過B種優先配当金相当額」</u>は、<u>分配日</u>において、<u>分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）</u>をいう。ただし、<u>上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u>）を加えた額。</p>	<p>(削 除)</p> <p>B種優先株式 1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、<u>B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。</u>）に経過B種優先配当金相当額（<u>B種優先株式1株当たりの「経過B種優先配当金相当額」</u>は、<u>残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）</u>において、<u>分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）</u>をいう。ただし、<u>上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u>）を加えた額。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>C種優先株式 1株につき、<u>その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立って取締役会の決議によって定める額。</u></p> <p>D種優先株式 1株につき、<u>その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立って取締役会の決議によって定める額。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>(優先株式の議決権) 第16条 (条文省略) ② (条文省略)</p>	<p>C種優先株式 1株につき、<u>200円(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過C種優先配当金相当額(C種優先株式1株当たりの「経過C種優先配当金相当額」は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にC種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対してC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)</u>を加えた額。</p> <p>D種優先株式 1株につき、<u>200円(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過D種優先配当金相当額(D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、上記のD種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当率率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)</u>を加えた額。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(優先株式の議決権) 第16条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、A種優先株主は、A種優先株式の発行時に株式会社きらやか銀行が発行する第Ⅲ種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時から、A種優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>④ (条文省略)</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第17条 (条文省略)</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第17条 (現行どおり)</p>
<p>A種優先株式 <u>当会社設立の日から平成36年9月30日まで</u> B種優先株式 (条文省略) C種優先株式 <u>発行に際して取締役会の決議で定める期間</u> D種優先株式 <u>発行に際して取締役会の決議で定める期間</u> (条文省略)</p>	<p>(削 除) B種優先株式 (現行どおり) C種優先株式 <u>平成24年12月29日から平成36年9月30日まで</u> D種優先株式 <u>平成25年6月29日から平成49年12月28日まで</u> (現行どおり)</p>
<p>② 当会社は、前項に基づく優先株式の取得と引換えに、優先株主が取得を請求した優先株式数に次に定める金額（ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた金額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、かかる優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。 A種優先株式 200円 B種優先株式 (条文省略) C種優先株式 1株当たりの払込金額相当額 D種優先株式 1株当たりの払込金額相当額</p>	<p>② 当会社は、前項に基づく優先株式の取得と引換えに、優先株主が取得の請求をした優先株式数に次に定める金額（ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた金額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、かかる優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。 (削 除) B種優先株式 (現行どおり) C種優先株式 200円 D種優先株式 200円</p>
<p>③(i) <u>A種優先株式の当初の取得価額は当会社設立の日の時価（「当会社設立の日の時価」とは、平成24年9月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社きらやか銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取</u></p>	<p>③ (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>引日とする。)</u>に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p> <p>(ii) B種優先株式の当初の取得価額は、平成25年4月1日の時価(「平成25年4月1日の時価」とは、平成25年4月1日まで(当日を含まない。)の直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)とする。)とする。ただし、当該時価が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p> <p>(iii) C種優先株式の当初の取得価額は、その発行に先立って取締役会の決議で定める方法により算出される額とする。ただし、当該金額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p> <p>(iv) D種優先株式の当初の取得価額は、その発行に先立って取締役会の決議で定める方法により算出される額とする。ただし、当該金額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p>	<p>(i) B種優先株式の当初の取得価額は、平成25年4月1日の時価(「平成25年4月1日の時価」とは、平成25年4月1日(当日を含まない。)に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)とする。)とする。ただし、当該時価が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p> <p>(ii) C種優先株式の当初の取得価額は、C種優先株式の発行日の時価とする。C種優先株式の発行日の時価とは、平成24年12月の第3金曜日(当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。)までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の平均値(ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p> <p>(iii) D種優先株式の当初の取得価額は、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当会社の普通株式の終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
④～⑤ (条文省略) ⑥ (条文省略) <u>A種優先株式 55円</u> B種優先株式 (条文省略) C種優先株式 <u>その発行に先立って取締役会の決議で定める金額</u> D種優先株式 <u>その発行に先立って取締役会の決議で定める金額</u> (条文省略) ⑦～⑧ (条文省略)	④～⑤ (現行どおり) ⑥ (現行どおり) (削 除) B種優先株式 (現行どおり) C種優先株式 <u>55円</u> D種優先株式 <u>148円</u> (現行どおり) ⑦～⑧ (現行どおり)
(金銭を対価とする取得条項) 第18条 (条文省略) <u>A種優先株式 平成31年10月1日の到来</u> B種優先株式 (条文省略) C種優先株式 <u>その発行に先立って取締役会の決議によって定める事由</u> D種優先株式 <u>その発行に先立って取締役会の決議によって定める事由</u> (条文省略) ② (条文省略) <u>A種優先株式 200円に経過A種優先配当金相当額を加えた額</u> B種優先株式 (条文省略) C種優先株式 <u>その払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立ち取締役会の決議によって定める額</u> D種優先株式 <u>その払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立ち取締役会の決議によって定める額</u> なお、本項において、経過優先配当金相当額を加えた額を交付するとされているものについては、当該経過優先配当金相当額は、第15条に定める経過A種優先配当金相当額および経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、計算する。	(金銭を対価とする取得条項) 第18条 (現行どおり) (削 除) B種優先株式 (現行どおり) C種優先株式 <u>平成31年10月1日の到来</u> D種優先株式 <u>平成34年12月29日の到来</u> (現行どおり) ② (現行どおり) (削 除) B種優先株式 (現行どおり) C種優先株式 <u>200円に経過C種優先配当金相当額を加えた額</u> D種優先株式 <u>200円に経過D種優先配当金相当額を加えた額</u> なお、本項において、経過優先配当金相当額を加えた額を交付するとされているものについては、当該経過優先配当金相当額は、第15条に定める経過B種優先配当金相当額、経過C種優先配当金相当額および経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、計算する。
(普通株式を対価とする一斉取得) 第19条 (条文省略) <u>A種優先株式 200円</u> B種優先株式 (条文省略) C種優先株式 <u>1株当たりの払込金額相当額</u> D種優先株式 <u>1株当たりの払込金額相当額</u>	(普通株式を対価とする一斉取得) 第19条 (現行どおり) (削 除) B種優先株式 (現行どおり) C種優先株式 <u>200円</u> D種優先株式 <u>200円</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の併合または分割および株式無償割当て)</p> <p>第20条 当社は、優先株式について株式の併合または分割を行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第21条 <u>A種、B種、C種およびD種優先株式相互の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、いずれも同順位とする。</u></p> <p>第22条～第53条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(最初の事業年度)</p> <p>第1条 <u>第50条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成25年3月31日までとする。</u></p> <p>(最初の取締役および監査役の報酬等)</p> <p>第2条 <u>第39条および第48条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は金1億8千万円以内とし、監査役の報酬等の額は金6千万円以内とする。</u></p> <p>(附則の削除)</p> <p>第3条 <u>本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結をもって、削除されるものとする。</u></p>	<p>(株式の併合または分割および株式無償割当て)</p> <p>第20条 当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第21条 B種、C種およびD種優先株式相互の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、いずれも同順位とする。</p> <p>第22条～第53条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役三井精一氏、栗野学氏、東海林賢市氏、鈴木隆氏、須藤庄一郎氏、御園生勇郎氏、佐川章氏、田中達彦氏、芳賀隆之氏、坂本行由氏および熊谷満氏の11名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、馬場豊氏は去る6月6日をもって辞任により退任しております。つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	すずき たかし 鈴木 隆 (昭和29年1月20日生)	昭和52年4月 振興相互銀行(現仙台銀行) 入行 平成12年4月 同行推進部統轄課長兼開発課長 平成14年8月 同行推進部個人営業課長 平成15年4月 同行推進部副部長兼個人営業課長 平成15年6月 同行取締役融資部長 平成17年6月 同行取締役企画部長 平成18年4月 同行取締役企画部長兼リスク統括部長 平成18年6月 同行取締役総務部長 平成19年6月 同行常務取締役総務部長 平成20年6月 同行常務取締役 平成21年6月 同行代表取締役常務(現任) 平成24年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行代表取締役常務(現任)	普通株式 20,300株
2	あわの まなぶ 栗野 学 (昭和31年2月7日生)	昭和54年4月 山形相互銀行(山形しあわせ銀行) 入行 平成3年4月 同行企画部企画課長 平成11年6月 同行総合企画部長 平成13年6月 同行取締役総合企画部長 平成17年6月 同行専務取締役 平成17年10月 きらやかホールディングス取締役 平成19年5月 きらやか銀行専務取締役 平成19年6月 きらやかホールディングス専務取締役 平成20年2月 きらやか銀行代表取締役専務 平成20年4月 同行代表取締役頭取(現任) 平成24年10月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行代表取締役頭取(現任)	普通株式 25,800株
3	みそのう いさお 御園生 勇郎 (昭和29年4月2日生)	昭和53年4月 振興相互銀行(現仙台銀行) 入行 平成12年8月 同行企画部企画課長 平成15年4月 同行企画部副部長兼企画課長 平成17年4月 同行東部工場団地支店長 平成18年6月 同行取締役企画部長 平成20年6月 同行常務取締役企画部長 平成21年6月 同行常務取締役(現任) 平成24年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行常務取締役(現任)	普通株式 13,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p>とう かい りん けん いち 東海林 賢 市 (昭和30年12月25日生)</p>	<p>昭和53年4月 山形相互銀行(山形しあわせ銀行) 入行 平成10年1月 同行融資二部次長 平成12年4月 同行融資二部長 平成16年6月 同行融資部長 平成17年6月 同行取締役執行役員融資部長 平成19年5月 きらやか銀行常務執行役員融資本部長 平成20年4月 同行常務取締役 平成24年6月 同行代表取締役常務(現任) 平成24年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行代表取締役常務(現任)</p>	<p>普通株式 17,400株</p>
5	<p>※ たか はし ひろし 高 橋 博 (昭和29年3月22日生)</p>	<p>昭和52年4月 振興相互銀行(現仙台銀行) 入行 平成12年4月 同行南光台支店長 平成14年12月 同行長町支店長 平成17年4月 同行苦竹支店長 平成19年6月 同行取締役本店営業部長 平成20年6月 同行取締役総務部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行取締役総務部長(現任)</p>	<p>普通株式 17,900株</p>
6	<p>す とう しょういち ろう 須 藤 庄一郎 (昭和27年3月22日生)</p>	<p>昭和51年4月 殖産相互銀行(殖産銀行) 入行 平成6年2月 同行漆山支店長 平成8年2月 同行山形流通センター支店長 平成11年4月 同行十日町支店長 平成13年10月 同行新庄支店長 平成15年6月 同行金融市場部長 平成16年2月 同行総合企画部長 平成16年4月 同行執行役員総合企画部長 平成17年6月 同行取締役総合企画部長 平成19年5月 きらやか銀行常務執行役員経営企画部長 平成20年4月 同行常務取締役 平成24年6月 同行代表取締役常務(現任) 平成24年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行代表取締役常務(現任)</p>	<p>普通株式 27,500株</p>
7	<p>※ さい とう よし あき 斎 藤 義 明 (昭和34年1月8日生)</p>	<p>昭和56年4月 振興相互銀行(現仙台銀行) 入行 平成14年8月 同行融資部融資統括課長 平成16年4月 同行東部工場団地支店長 平成17年4月 同行企画部主任調査役 平成18年4月 同行業務監査部副部長兼監査課長 平成21年4月 同行業務監査部長 平成22年6月 同行取締役リスク統括部長 平成23年6月 同行取締役本店営業部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行取締役本店営業部長(現任)</p>	<p>普通株式 9,500株</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
8	さ がわ あきら 佐 川 章 (昭和29年1月13日生)	昭和51年4月 殖産相互銀行(殖産銀行) 入行 平成11年10月 同行山形大野目支店長 平成14年4月 同行総合企画部副部長 平成15年4月 同行総合企画部長 平成16年2月 同行経営リスク管理部長 平成16年4月 同行執行役員経営リスク管理部長 平成17年10月 きらやかホールディングス取締役グループ統括マネージャー 平成19年6月 同社常務執行役員グループ統括マネージャー 平成20年10月 きらやか銀行常務執行役員経営企画部長兼広報部長 平成21年6月 同行常務取締役(現任) 平成24年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行常務取締役(現任)	普通株式 14,800株
9	た なか たつ ひこ 田 中 達 彦 (昭和33年10月15日生)	昭和56年4月 日本興業銀行入行 平成14年3月 みずほコーポレート銀行産業調査部次長 平成17年10月 同行コンプライアンス統括部参事役 平成19年5月 同行コンプライアンス統括部管理室長 平成22年4月 きらやか銀行常務執行役員 平成22年6月 同行常務取締役(現任) 平成24年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行常務取締役(現任)	普通株式 14,500株
10	は が たか ゆき 芳 賀 隆 之 (昭和36年1月12日生)	昭和59年4月 振興相互銀行(現仙台銀行) 入行 平成16年4月 同行推進部法人営業課長 平成18年6月 同行東部工場団地支店長 平成20年6月 同行推進部長 平成21年6月 同行企画部長 平成23年4月 同行企画部長兼カード事業部長 平成23年6月 同行取締役企画部長兼カード事業部長 平成24年5月 同行取締役企画部長 平成24年10月 同行取締役(現任) 当社取締役総合企画部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行取締役(現任)	普通株式 5,150株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
11	さかもと ゆきよし 坂本行由 (昭和31年3月26日生)	昭和54年4月 山形相互銀行(山形しあわせ銀行) 入行 平成15年4月 同行南館支店長 平成16年7月 同行酒田駅東支店長 平成17年6月 同行弓の町支店長 平成19年5月 きらやか銀行仙台地区本部副本部長 平成20年4月 同行営業推進部仙台地区本部長 平成20年10月 同行戦略地域部仙台戦略本部長 平成21年6月 同行取締役(現任) 平成24年10月 当社取締役総合企画部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社きらやか銀行取締役(現任)	普通株式 17,125株
12	くまが い みつる 熊谷満 (昭和16年7月25日生)	昭和40年4月 東北電力株式会社入社 平成15年6月 同社取締役副社長 平成17年6月 同社取締役退任 株式会社ユアテック代表取締役社長 平成21年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成22年6月 仙台銀行取締役(現任) 平成24年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行取締役(現任) 株式会社ユアテック代表取締役会長(現任)	普通株式 4,100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 熊谷満氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 (1) 社外取締役候補者とした理由
 熊谷満氏は、東北電力株式会社と株式会社ユアテックの経営に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験と見識が、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に有用と判断したためであります。
 なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9ヵ月であります。
 (2) 責任限定契約の内容
 当社は熊谷満氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
 4. ※印は、新任候補者であります。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額決定の件

当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、現行定款附則第2条の規定により、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の報酬等の額としてそれぞれ金1億8千万円以内及び金6千万円以内と定められておりますが、当規定の効力は本総会終結の時をもって消滅するため、あらためて取締役及び監査役の報酬等の額についてお諮りするものであります。

なお、報酬等の額につきましては、昨今の経済情勢の変化や諸般の事情を勘案し、現行定款附則第2条に定める金額に準じ、取締役の報酬等の額を年額金1億8千万円以内（うち社外取締役の報酬等の額を年額金250万円以内）、監査役の報酬等の額を年額金6千万円以内といたしたいと存じます。なお、取締役の年額報酬等の額には、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役1名）であります。第3号議案が原案どおり承認されますと、取締役12名（うち社外取締役1名）となります。また、現在の監査役は4名であります。

以 上

中継会場ご案内図

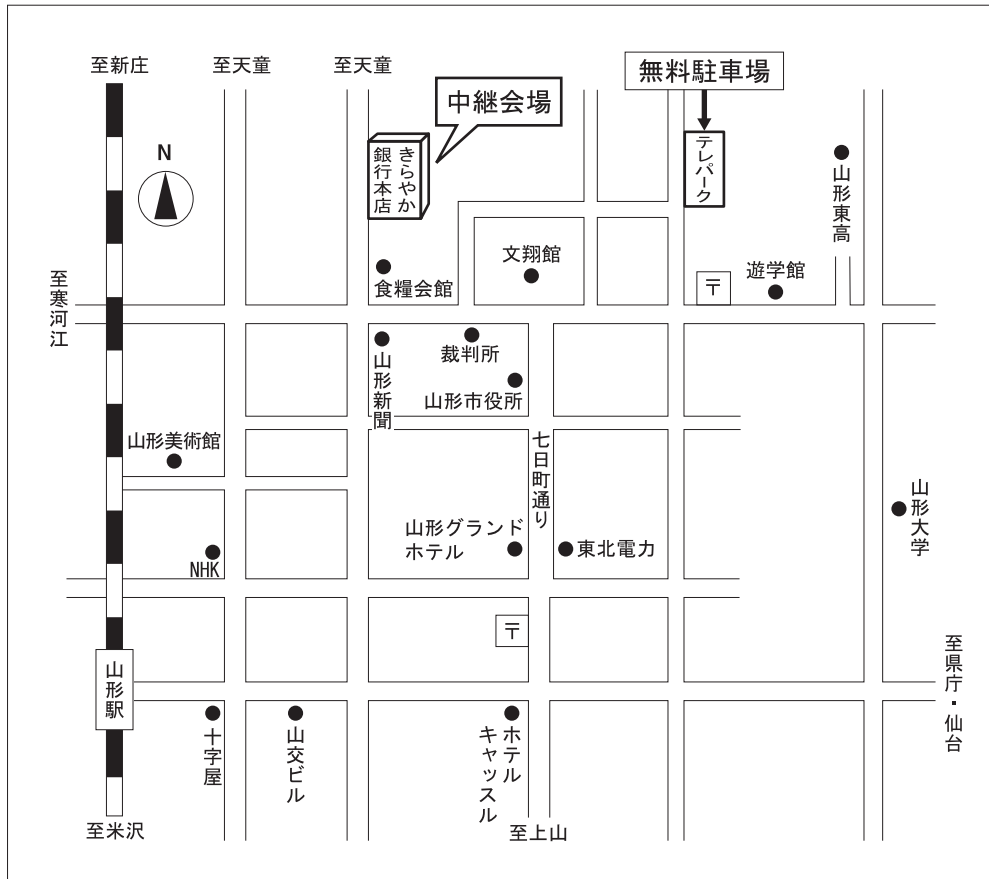
- ◎中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ◎中継会場にご来場の場合は、議決権行使書用紙により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

会場 山形市旅籠町三丁目2番3号

きらやか銀行本店 3階大会議室

会場電話 (023)631-0001

無料駐車場「テレパーク」を準備しております。



株主総会会場ご案内図

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。

会場 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

仙台銀行本店 9階講堂

会場電話 (022) 722-0039



○最寄りの駅	J R 線	仙台駅から徒歩	約11分
	J R 仙石線	あおば通駅から徒歩	約6分
	仙台市営地下鉄	仙台駅から徒歩	約7分
	山形仙台間高速バス	仙台駅前から徒歩	約8分